

平成27年3月23日

指定居宅介護支援事業所 管理者様
指定介護予防支援事業所 管理者様
指定（介護予防）通所介護事業所 管理者様
指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所 管理者様
指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
介護保険課長

指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護における平成27年度の介護報酬改定に係る新たな「送迎減算」について（通知）

日頃から、本市介護保険制度の適正な運営に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、国から、平成27年4月、8月に施行される報酬告示の改正案が示され、通所介護費、通所リハビリテーション費、認知症対応型通所介護費及び介護予防、認知症対応型通所介護費について、利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減ずることとなりましたが、この送迎を行わない場合とは、適切に行われたケアマネジメントの結果、利用者等の意向を踏まえ、事業所が送迎を行わない場合に所定単位数から減ずるものであり、所定単位数から減ずれば事業所側の都合で送迎を拒否できるものではありません。

つきましては、居宅と事業所との間の送迎については、サービス担当者会議（原則的に利用者・家族が参加）等で検討を行い、その結論をサービス担当者会議の要点に記録し、居宅サービス計画及び通所介護計画等にその内容を反映してください。

なお、各事業所におかれましては、今回の報酬改定の趣旨に則り、適正な事業運営を行うよう、お願いいたします。

1 送迎について

平成18年4月の報酬改定時に、送迎に係る費用について見直しが行われ、それまで「送迎加算」であったものが、本体報酬に含む（評価する）こととされています。

そのため、原則として、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所においては、送迎を行う必要があります。

2 運用時の注意点（平成27年4月1日以降）

前述のとおり、指定通所介護等の「送迎」は本来事業所が行う（本体報酬に評価）ものであることから、今回の「送迎減算」は、事業所側の都合ではなく、送迎体制を確保しているにも関わらず、適切に行われたケアマネジメントの結果、利用者等の意向を踏まえ、事業所が送迎を行わない場合に適用されます。

そのため、指定通所介護等事業所において「新たな送迎減算」を適用する場合は、担当する介護支援専門員等が開催するサービス担当者会議（原則的に利用者・家族が参加）等における検討の結果、送迎を行わないことについて居宅サービス計画に位置付け、かつ、指定通所介護等事業所が作成する通所介護計画等にも位置付ける必要があります。

ただし、その場合であっても、悪天候時等における送迎の方法については、事前に申し合わせを行うなど、サービス利用に支障が出ないよう適切な対応を図る必要があります。

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係 担当

電 話 044-200-2910

介護保険課給付係 担当

電 話 044-200-2687

FAX（共通） 044-200-3926）

参考

1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（告示第19号 平成27年4月報酬改定追加分）

⇒ 注17

利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

2 居宅サービス単位数表に関する通則事項（老企第36号 平成27年4月報酬改定追加分）

⇒ 送迎を行わない場合の減算について

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施しない場合は、片道につき減算の対象となる。

ただし、注16の減算対象となっている場合には、当該減算の対象とならない。

※注16（同一建物送迎減算）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（別表：介護給付費単位数表）

→ 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を減算する。

ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

※ 上記資料は、指定通所介護に関する算定基準（報酬告示）・留意事項通知の内容です。

通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護は、「指定通所介護」の部分を読み替えてください。